

中学生に多い消費生活相談事例(令和6年度京都府)

中学生の消費生活相談件数 1位はインターネットゲーム

令和6年度 京都府における消費生活相談件数(商品・役務別で主なもの)

	1位		2位		3位		4位	
中学生	インターネットゲーム (ゲーム課金 等)	33件	教養・娯楽サービス その他 (投げ銭、音楽作成 ツールサイト、ファンク ラブ 等)	7件	化粧品 (シャンプー、歯磨き 等)	6件	健康食品 (サプリメント(美容、 ダイエット等))	4件

令和6年度に京都府内の消費生活相談窓口寄せられた、契約当事者が中学生の相談事例
全国消費生活情報ネットワークシステム(PIO-NET) 令和7年7月検索

1位 インターネット(オンライン)ゲームの相談事例

【事例1】ゲーム課金※1

※1 キャラクターやアイテム購入等のポイントや料金の支払い

子どもが自分のスマホで200万円もオンラインゲーム課金を繰り返していた。子どものスマホ代は親のスマホと一緒に決済しており、長期間気づけなかった。プラットフォーム事業者※2に返金申請をしたが、一定期間より前の分は対象外と言われた。子どもは、課金を逃れて遊べるという方法を動画サイトで見て、信じていたようだ。

※2 インターネット上でゲームコンテンツを配信するとともに、有料コンテンツの取引の場を運営する事業者

【事例2】ゲーム課金

子どもが親のスマホを知らない間にロック解除して、14万円のゲーム課金を繰り返していた。親がチャージしていた親名義の電子マネーを紐づけて決済していた。プラットフォーム事業者に返金を求めたが、一部しか返金されなかった。

【事例3】ゲーム課金

携帯電話料金が10万円を超えたと通知があり、家族に確認すると、子どもが11万円のオンラインゲーム課金していたことが分かった。保護者による使用制限が外されていた。

【事例4】ゲーム課金

子どもに親の古いスマホを使わせており、そのアカウントが親のままになっていた。クレジットカードの請求で、子どもが100万円のゲーム課金していたことが分かった。

●スマホのペアレンタルコントロールは、いざという時に自分を守るためのツールです。

2位 教養・娯楽サービスその他の相談事例

【事例5】投げ銭※3(動画共有SNS)

※3 配信者等を応援するための課金機能

子どもが、動画共有SNSで20万円の投げ銭をしていた。クレジットカードの利用明細を見て気づいた。以前一度だけゲーム課金を許可したことがあり、その時に入力したカード情報を使ったようだ。

【事例6】サブスクリプション契約(音楽作成ツールサイト)

子どもがネットで音楽作成ツールサイトに申し込んだら、5,000円のサブスク契約になっていた。クレジットカードの請求で気づいた。解約したつもりだったが、できていなかった。以前、子どもにクレジットカード番号を聞かれたので教えたことがあった。

3位 化粧品・4位 健康食品の相談事例

【事例7】 定期購入(ボディソープ)

子どもが、スマホで1回限りという広告を見て、2,000 円のデリケートゾーンソープを注文した。注文後に定期購入になっていることに気づきキャンセルしようとしたが、3回目からしか解約できないと言われ、2回目の商品と 7,000 円の請求書が届いた。

【事例8】定期購入(ダイエットサプリ)

子どもが 500 円のサプリを購入した。じきに2回目が届き、19,600 円を請求された。解約しようとして事業者と連絡すると、子どもは 24 歳と登録して契約していたことを理由に解約を断られた。

その他の相談事例

【事例9】 ワンクリック詐欺(アダルトサイト)

子どもがスマホでアダルトサイトを見たら、いきなり登録画面が出て、45万円を請求された。

【事例10】 偽サイト(フィギュア)

子どもが、ネットで 7,000 円のフィギュアを注文し、ネットバンキングで代金を振り込んだ。その後「欠品のため返金するのでメッセージアプリに連絡するように」とメールが届いた。

【事例11】 個人間取引(アクリルスタンド)

子どもが、SNS で友達になった相手からアニメのアクリルスタンドを 4,000 円で購入した。代金を支払ったのに品物が届かないので、返金してほしい。

【事例12】 商品の欠陥や不具合(モバイルバッテリー) ※契約当事者年齢20歳の事例です。

ネットショッピングで購入したモバイルバッテリーが、スマホの充電をしていたら発火して火事になり、住宅の一部が燃えてしまった。

クーリング・オフのハガキを書いてみよう！

【事例】 脱毛エステ 契約日:20××年8月1日 商品(役務)名:全身脱毛プラン
契約金額:40万円 契約企業:〇〇エステティック株式会社

昨日、18歳の子どもが脱毛エステで40万円の契約をした。2万円は支払い済らしい。
クーリング・オフで取り消したい。 (「クーリング・オフ」フリープレット HP)→
※令和4年6月から、メールや FAX、フォームなどで通知ができるようになりました



お近くの消費生活センターにつながります



京都府消費生活安全センター
京都市南区東九条下殿田町 70 京都テルサ西館 2 階
(消費生活相談) 075-671-0004 【平日 9 時～16 時】



【平日 9 時～17 時】



(センターHP)

